



平成 29 年 7 月 18 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 7 番 13 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)
問 合 せ 先 管理本部長 上野 哲郎
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

簡易株式交換による株式会社サクラゲートの完全子会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社サクラゲート（以下、「サクラゲート」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本株式交換については、当社において会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより当社の株主総会による承認を受けずに、サクラゲートにおいて本日開催のサクラゲートの臨時株主総会において本株式交換の承認を受けた上で、平成 29 年 8 月 24 日を効力発生日として行われる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

[事業環境について]

当社グループは、コア事業と位置付ける IT サービス事業について安定した収益基盤をもち、コンテンツ事業においても、スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業及び配信・運営事業を展開しております。

当社グループが展開しているインターネット関連事業においては、スマートフォン・タブレット端末の普及に伴い、コンテンツサービスの多様化が市場規模を拡大しており、継続的な成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、開発費用や人件費等のコストが増加するだけでなく、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しており、このような市場環境に対応するには、トレンドを捉え、ユーザー嗜好にマッチしたコンテンツ作りが求められます。

サクラゲートは、オンラインゲーミングプラットフォームに PC 及びモバイル向けゲームコンテンツの提供を行っており、「エヴァンゲリオン スロット」等を主にヨーロッパ市場に向けて展開しております。

また、同社は世界最大級のライブポーカーブランド「PokerStars」と、日本国内におけ

るPR契約を行っており、来たるカジノ開設に備え、ポーカーのブランディング活動を行っております。

〔事業シナジーについて〕

スマートフォン・タブレット等のモバイルコンテンツでの運営ノウハウ及び開発力を培ってきた当社グループと、海外のゲーミング事業に実績及びノウハウをもつサクラゲートが、コンテンツ共同開発並びにコンテンツの効率的なサービス運営をすることにより、当社グループのコンテンツ事業の基盤強化に大きく貢献することが期待できます。また、サクラゲートにとっても両社の経営資源を共有することにより資金面での制約が緩和され、両社の更なる発展につながると判断いたしました。

それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業を共に拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねて参りましたところ、サクラゲートが当社のグループに加わり、シナジー効果を発揮することが最善の策であると合意に至り、本株式交換による完全子会社化を行うことになりました。

〔今後の事業展開について〕

今後、当社グループ及びサクラゲートは企画、開発、運営における資源の相互活用により、両社の強みを生かした新しいゲームの制作、成長が見込まれる海外市場や新しいゲームプラットフォームを見据えた事業展開を行うことで、さらなる成長の実現を目指しております。

また、当社は平成29年6月5日の株式会社アリスマティック及び、平成29年7月12日の株式会社グッドビジョンの完全子会社化に続くサクラゲートの子会社により、コンテンツ事業の更なる基盤強化、並びに事業拡大を目指してまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（当社）	平成 29年 7月 18日
臨時株主総会にて株式交換承認（サクラゲート）	平成 29年 7月 18日
株式交換契約締結日（両社）	平成 29年 7月 18日
本株式交換の予定日（効力発生日）	平成 29年 8月 24日（予定）

注1) 当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本株式交換を行う予定です。

注2) 上記日程は、本株式交換に係る手続き進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、サクラゲートを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会の承認を受けずに、サクラゲートについて

は、平成 29 年 7 月 18 日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成 29 年 8 月 24 日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アエリア (株式交換完全親会社)	株式会社 サクラゲート (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	53

注 1) 株式の割当比率

サクラゲートの普通株式 1 株に対して、当社の株式 53 株を割当て交付いたします。

注 2) 本株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式 21,200 株

注 3) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

サクラゲートは、第 2 回新株予約権（平成 28 年 7 月 1 日発行、発行総数 2,000 個）、第 3 回新株予約権（平成 28 年 7 月 1 日発行、発行総数 1,600 個）、第 4 回新株予約権（平成 28 年 7 月 1 日発行、発行総数 399 個）を発行しており、平成 29 年 7 月 18 日現在において残存しております。なお、サクラゲートは新株予約権付社債の発行はしておりません。

サクラゲートが発行する第 2 回新株予約権（平成 28 年 7 月 1 日発行、残存数 2,000 個）に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権 1 個につき、当社第 21 回新株予約権を 53 個の割合をもって割り当てます。また、サクラゲートが発行する第 3 回新株予約権（平成 28 年 7 月 1 日発行、残存数 1,600 個）に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権 1 個につき、当社第 22 回新株予約権を 53 個の割合をもって割り当てます。サクラゲートの第 2 回新株予約権並びに第 3 回新株予約権の行使価額は、下記の概要のとおり、当社が決定したサクラゲートの 1 株当たりの評価額（算定基準日における当社の時価×サクラゲート普通株式 1 株に対する当社株式割当数）よりも低い株価水準になっていることから、新株予約権自体の価値は高く、またサクラゲートが発行した新株予約権の発行総数並びに行使価額を株式交換比率と同一の割合で乗除することにより等価交換になることから当社新株予約権の発行条件等については妥当であると判断しております。

これにより、当社は、本株式交換に際して、サクラゲートが発行する第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権を取得すると同時に新規発行の当社第 21 回新株予約権

106,000 個及び当社第 22 回新株予約権 84,800 個を割当交付する予定です。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式 190,800 株が新たに交付されることとなります。当社は、上記取得した、サクラゲートが発行する第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権を消却する予定です。

なお、当社第 21 回新株予約権及び当社第 22 回新株予約権の発行要項につきましては、別紙をご参照ください。

サクラゲートが発行する新株予約権の概要は以下のとおりです。

	第 2 回	第 3 回
割当日	平成 28 年 7 月 1 日	平成 28 年 7 月 1 日
発行価額	500 円	1,000 円
行使価額	129,000 円	118,000 円
行使期間	平成 29 年 7 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで	平成 29 年 7 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで
割当先	取締役 1 名 法人株主 1 社	取締役 1 名
発行新株予約権個数	2,000 個	1,600 個
当該募集による潜在株式数	2,000 株	1,600 株
現時点における行使状況	すべて未行使	すべて未行使
その他	取得条項あり	取得条項あり 業績条件あり 行使可能期間中に終結する サクラゲートの事業年度決算 において、営業利益の額が 20 百万円を超過した場合に 限る。

※上記以外に第 4 回新株予約権（平成 28 年 7 月 1 日割当、399 個（399 株））がありますが、本株式交換により新規発行される新株予約権の割当の対象とはなっておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びサクラゲートは、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「T F A」）から当社が提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が、T F A が算定した株式交換比率の算定結果レンジ内のため妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎とな

る諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

サクラゲートが既に発行している新株予約権につきましては、新株予約権者が取得消却することなく行使したいとの希望をもっており、第2回新株予約権は行使に要する資金面の問題ですぐに行使することが困難であること、第3回新株予約権については行使条件を満たしていないことからすぐに行使できないため、サクラゲートから当社に新株予約権を株式交換の対象に含めたいとの要望がありました。

そのため、本株式交換においては、行使期間が到来しているサクラゲートの第2回新株予約権および第3回新株予約権を本株式交換の対象とすることとし、サクラゲートの第2回新株予約権と同条件の当社第21回新株予約権、および、サクラゲートの第3回新株予約権と同条件の当社第22回新株予約権を本株式交換で発行することにいたしました。

また、各新株予約権について算定は実施しておりませんが、サクラゲートの第2回新株予約権並びに第3回新株予約権の行使価額は、上記「2.本株式交換の要旨 (4)本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い」に記載のとおり、当社が決定したサクラゲートの1株当たりの評価額（算定基準日における当社の時価×サクラゲート普通株式1株に対する当社株式割当数）よりも低い株価水準になっていることから、新株予約権自体の価値は高く、またサクラゲートが発行した新株予約権の発行総数並びに行使価額を株式交換比率と同一の割合で乗除することにより等価交換になることから当社新株予約権の発行条件等については妥当であると判断しております。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は、当社並びにサクラゲートから独立した第三者算定機関であるTFAに依頼をし、平成29年7月14日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

なお、TFAは当社及びサクラゲートの関連当事者には該当せず、当社及びサクラゲートとの間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

TFAは、上場会社である当社株式については、東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を平成29年7月14日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるといった問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値から最大値を市場株価法

による算定結果としております。

採用手法	算定結果 (円)
市場株価法	2,193 ~ 3,340

一方、サクラゲートの株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であるため、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用いたしました。算定については、サクラゲートが作成した平成29年10月期～平成31年10月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の対象とした財務予測には大幅な増益を見込んだ事業年度がございます。平成29年10月期の財務予測は営業利益17百万円と、平成28年10月期と比較し、大幅な増益を見込んでおりますが、これは既存プラットフォームにおけるWebゲームの強化及び外注コストの見直しによる利益率の向上等により、平成30年10月期の営業利益29百万円は、既存事業に加え新規プラットフォームにおけるオリジナルゲームの新規展開による売上の増加等が影響しております。

採用手法	算定結果 (円)
DCF法	150,210 ~ 183,590

上記方式において算定されたサクラゲートの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	サクラゲート	
市場株価法	DCF法	44.97 ~ 83.72

TFAは、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの株式交換比率の分析は、平成29年7月14日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社が上場廃止となる見込みはありません。

4. 本株式交換当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 商号	株式会社アエリア	株式会社サクラゲート
(2) 事業内容	IT サービス事業 コンテンツ事業	ゲーミング事業に関するローカライズ業務及びコンサルティング業務 モバイルサイト企画・開発・運用 ソーシャルアプリゲーム企画・開発・運用
(3) 設立年月日	平成 14 年 10 月 30 日	平成 19 年 5 月 10 日
(4) 本店所在地	東京都港区赤坂三丁目 7 番 13 号	東京都豊島区南池袋二丁目 36 番 10 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 祐介	代表取締役 神名 秀紀
(6) 資本金の額 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	733,979 千円	10,000 千円
(7) 発行済株式数	16,605,020 株 (平成 29 年 7 月 1 日現在)	400 株 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
(8) 事業年度の末日	12 月 31 日	10 月 31 日
(9) 従業員	218 名 (連結) (平成 28 年 12 月 31 日現在)	3 名 (単体) (平成 29 年 3 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	—	—
(11) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	長嶋 貴之 20.17% 小林 祐介 14.89%	神名 秀紀 56.25% 株式会社アイシーピー 43.75%
(12) 主要取引銀行	みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行	三井住友銀行
(13) 当事会社間の関係等	資本関係：該当事項はありません。 人的関係：該当事項はありません。 取引関係：当社よりゲーム開発を受託しております。 関連当事者への該当状況：該当事項はありません。	

(14) 最近 3 年間の業績

(単位：千円)	株式会社アエリア (連結)	株式会社サクラゲート (単体)
---------	---------------	-----------------

決 算 期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 26 年 10 月期	平成 27 年 10 月期	平成 28 年 10 月期
純 資 産	3,717,842	6,353,228	4,058,925	17,991	26,092	28,508
総 資 産	4,148,461	10,154,135	7,775,034	41,380	62,146	58,253
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	680.94	826.51	519.92	59,971.11	65,230.33	71,270.52
売 上 高	1,141,613	4,187,568	5,906,631	59,248	124,454	141,378
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	△861,405	△612,160	△1,605,244	380	10,762	3,090
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△165,907	△388,649	△1,428,847	86	10,888	2,939
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△312,938	△778,725	△2,147,939	△56	3,100	2,416
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△64.14	△124.27	△286.25	△187.58	7,751.99	6,040.19
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	10	10	10	—	—	—

(注) サクラゲートは、平成 27 年 10 月期に新株発行により発行済株式総数が 300 株から 400 株になっております。

5. 本株式交換後の状況

本株式交換後の当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金の額及び決算期について、上記「4. 本株式交換当事会社の概要」に記載の内容から変更ありません。

6. 会計処理の概要

本株式交換にともなう会計処理並びにのれんの金額等に関しては、現時点では未定であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

7. 今後の見通し

本株式交換により、当社の当期以降の連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、開示すべき影響等が判明した場合は速やかにお知らせいたし

ます。

以上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 29 年 5 月 9 日公表) 及び前期連結実績

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期業績予想 (平成 29 年 12 月期)	9,100	1,700	1,800	1,200
前期実績 (平成 28 年 12 月期)	5,906	△1,605	△1,428	△2,147

株式会社アエリア 新株予約権発行要項

[第21回新株予約権]

1. 名称

株式会社アエリア 第21回新株予約権

2. 本新株予約権の割当対象者及び数

株式会社サクラゲートが発行する第2回新株予約権の新株予約権者
2名 106,000個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 106,000株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、普通株式1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社との合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該調整において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

4. 本新株予約権の総数

106,000個(本新株予約権1個につき普通株式1株。但し、上記3.に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。)

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額(以下「行使価額」という。)は、2,434円とする。なお、行使価額は第6項によって調整されることがある。

6. 行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後

の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i. 本項第③号 ii. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- iv. 本号 i. 乃至 iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i. 乃至 iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。
 - iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号ii.の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- i. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - iii. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号iv.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を権利行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成29年8月24日から平成31年6月30日までとする。但し、第9項に従って当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

8. その他の本新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ②各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会の決議により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会の決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

10. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

資本金の増加額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。

12. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記7. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記7. に定める行使期間の末日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記11. に準じて決定する。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑦ その他新株予約権の行使の条件

上記8. に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の取得に関する事項

上記9. に準じて決定する。

⑨ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

13. 本新株予約権の行使請求および払込の方法

① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第16項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

② 本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場

所の当社の定める口座に振り込むものとする。

1 4. 本新株予約権行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社アエリア 管理本部

1 7. 剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

1 8. 本新株予約権の払込金額

該当なし

1 9. 本新株予約権の割当日

平成 29 年 8 月 24 日

2 0. 本新株予約権の払込期日

該当なし

[第22回新株予約権]

1. 名称

株式会社アエリア 第22回新株予約権

2. 本新株予約権の割当対象者及び数

株式会社サクラゲートが発行する第3回新株予約権の新株予約権者
1名 84,800個

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 84,800株

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、普通株式1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が他社との合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当を行う場合その他付与株式数の調整を行うことが適切であると認められる場合には、付与株式数について当社が必要と認める調整を行うものとする。

なお、本調整は本新株予約権のうち、当該調整において権利行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

4. 本新株予約権の総数

84,800個（本新株予約権1個につき普通株式1株。但し、上記3.に定める株式の数の調整が行われる場合は、付与株式数は同様に調整される。）

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額（以下「行使価額」という。）は、2,227円とする。なお、行使価額は第6項によって調整されることがある。

6. 行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i. 本項第③号 ii. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- iv. 本号 i. 乃至 iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i. 乃至 iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。
 - iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号 ii. の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- i. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - iii. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号 iv. の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を権利行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成29年8月24日から平成31年6月30日までとする。但し、第9項に従って当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

8. 本新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、行使可能期間中に終結する株式会社サクラゲートの事業年度決算において、営業利益の額が20百万円を超過した場合に限り、権利行使を行うことができるものとする。営業利益の額の判定においては、株式会社サクラゲートの事業年度決算における損益計算書又は連結損益計算書の営業利益を参照するものとし、会計基準の変更や国際会計基準の採用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- ②本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会の決議により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会の決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うこと

により、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

1 0. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

1 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

資本金の増加額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加額の 2 分の 1 の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。

1 2. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

上記 7. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 7. に定める行使期間の末日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 1 1. に準じて決定する。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑦ その他新株予約権の行使の条件

上記 8. に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の取得に関する事項

上記 9. に準じて決定する。

⑨ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

1 3. 本新株予約権の行使請求および払込の方法

① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に行使しようとする本新株予約権を表示し、

本新株予約権の内容および数ならびにこれを行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第16項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

- ②本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。

14. 本新株予約権行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社アエリア 管理本部

17. 剰余金の配当

剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

18. 本新株予約権の払込金額

該当なし

19. 本新株予約権の割当日

平成29年8月24日

20. 本新株予約権の払込期日

該当なし

以上